

3. 用語解説

【エクスターンシップ】

法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修。

【オフィスアワー】

授業内容等に関する学生の質問等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯。

【クリニック】

弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に即して学ばせる教育内容。

【再試験／追試験】

再試験とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験のこと。追試験とは、当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験のこと。

【シラバス】

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、授業科目名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

【GPA制度】

授業科目ごとの成績評価に対して、GP（グレードポイント）を付し（例えば、5段階（A、B、C、D、F）の成績評価に対して、それぞれ4、3、2、1、0のGP）、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を修了や進級等の要件とする制度。GPAは、Grade Point Averageの略。

【標準修業年限】

標準的な修業年限のこと。法科大学院における標準修業年限は3年であるが、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超えるものとすることができる。

【法学既修者／法学未修者】

法学既修者とは、当該法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者のこと。法学既修者は、1年を超えない範囲で在学期間を短縮し、修了に必要な単位のうち30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。法学未修者とは、法学既修者以外の者のこと。